

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年1月27日開催（主要行等との意見交換会）]

1. 手形・小切手機能の全面電子化について

- 手形・小切手機能の全面電子化の目標期限である2027年3月末まで残り1年余りとなったが、各金融機関においては、利用者に混乱を生じさせないように、目標期限から逆算して、計画的なサービス変更や顧客周知等の対応を主体的かつ積極的に進めていただくよう、改めてお願いする。
- こうした対応の中で、地域ごとに金融機関の担当者による意見交換会等を実施し、情報共有等の連携を図っている取組事例もあると聞いているところ、引き続き、地域内の金融機関と連携して効果的に進めていただきたい。
- 本件は、金融界のみならず、政府や産業界が一丸となり推進していくことが重要である。金融庁も、例えば、全国銀行協会（全銀協）による広報ポスターやセミナーの後援等を実施してきた。また、全銀協のみならず、多くの産業界において自主行動計画を策定し、取り組んでいただいているものと承知している。金融庁としても、今後も様々な場を通じて、事業者を含めた関係者へ政府方針等について説明を行うなど、引き続き国民の理解・協力を促していく。

2. 「地域金融力強化プラン」を踏まえた監督指針の一部改正（案）について

- 2025年12月19日に策定した「地域金融力強化プラン」を実行に移す一環として、現在、地域企業の価値向上への貢献や地域課題の解決に資する取組の促進に向けた監督指針改正案に関するパブリックコメントを実施している。
- 具体的には、M&A・事業承継支援の強化、「経営者保証に依存しない融資」の促進、デジタル化支援の強化及び人材確保支援の強化に向けた改正案をお示ししている。
- 各金融機関においては、地域や顧客企業のビジネスモデル・経営戦略を踏まえ、必要に応じて改正案の内容も随時御参照いただきながら、引き続き、地域の持続的な成長を後押しすべく、金融仲介機能の一層の発揮に努めていただきたい。

3. 「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた取組状況について

- 2025年12月19日、「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた2025年度上期の取組実績を公表した。主な内容として、
 - ・ 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」の割合が全業態平均で55.8%と増加したほか、
 - ・ 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資件数」との合計の割合も、全業態平均で99.8%と増加した。
- また、同日、各金融機関に対して2025年に実施した「経営者保証に依存しない融資」に係る取組状況についてのアンケート調査の結果も公表した。その中では、例えば、9割以上の金融機関が、「経営者保証に依存しない融資」の促進を通じて、保証の必要性についての真摯な検討の促進や安易な保証徴求の減少といったポジティブな効果があったと評価している等なのが明らかになった。
- いずれも、「経営者保証に依存しない融資」に向けた取組が着実に浸透しているものと評価できる結果であり、各金融機関においては、引き続き、「経営者保証改革プログラム」や今後改正予定の監督指針等の趣旨・内容を踏まえ、精力的な取組を進めていただきたい。

4. 銀行をかたる詐欺電話(ボイスフィッシング)の発生への注意喚起について

- 2025年5月の意見交換会でも取り上げたが、再度、2025年末に、銀行をかたった電話や自動音声による電話で企業に連絡し、偽サイトへ誘導してインターネットバンキングの情報を盗み取る、いわゆる「ボイスフィッシング」が急増し、複数の企業で被害が確認された。
- 銀行をかたることから、取引関係にある企業がだまされやすく、特に法人取引では不正送金額が大きくなる傾向があり、企業にとっては深刻な経済的打撃となる。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁等の関係機関と協力し、改めて、金融機関及びその法人顧客に向けて、ボイスフィッシングの手口や対策に関する注意喚起を実施している。
- 各金融機関においても、今一度、昨今のボイスフィッシングによる不正送

金の被害状況を踏まえ、必要な対策を検討・実施いただくとともに、法人顧客に対し、注意喚起を徹底されたい。なお、その際、必要に応じ、注意喚起資料も活用いただきたい。

(参考) 注意喚起資料 (2025年12月4日公表「その電話、本当に銀行からですか?」)

出典: 金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20251205/01.pdf>)

5. 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 当該災害等に関し、青森県及び岩手県内に災害救助法が適用されたことを受け、東北財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和7年青森県東方沖を震源とする地震			
青森県	12月8日(12月9日)	東北財務局	12月9日
岩手県	12月8日(12月9日)	東北財務局	12月9日

6. 支援策に関する情報収集や顧客企業への紹介について

- 各金融機関において、顧客企業の個々の実情に応じた経営支援を行うに当たっては、経営課題や資金ニーズに応じた補助金等の支援策に関する情報提供を行うことも、顧客企業より大きく期待される役割の一つである。
- 2025年11月に公表された「強い経済」を実現する総合経済対策においても、中小企業の経営課題の解決に資する多くの施策が盛り込まれており、各金融機関においては、引き続き、こうした施策に関する情報を顧客企業にタイムリーに提供できるよう、必要に応じて、個々の現場も含めて「ミラサ

ポ plus」や「J-Net21」といったプラットフォームも活用しながら顧客企業の経営支援に取り組んでいただきたい。

7. 南海トラフ地震への対応に係る監督指針等の一部改正（案）について

- 南海トラフ地震に関連して金融機関が取るべき対応については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」や「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」、各業態の監督指針等に規定されている。
- 2025年12月25日、金融機関がとるべき対応の一層の明確化に向け、
 - ・ 「事前避難対象地域」内に所在する営業店の対応について、「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」に区分して精緻化するほか、
 - ・ 各文書に規定されている内容を監督指針等に集約し、必要な対応を一覧化する、といった所要の改正を行うべく、監督指針等の改正案を公表し、パブリックコメントを実施した。
- 改正案については、パブリックコメントで受け付けた意見も踏まえて最終化する予定であるが、各金融機関においては、改正後の監督指針等の内容も随時御参照いただきながら、引き続き、南海トラフ地震を含めた災害時における適切な対応に万全を期していただきたい。

8. リースバックについて

- 第三者に所有不動産を売却すると同時に賃借する取引である「リースバック」について、特に高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが増加しているとして、2025年12月25日、関係省庁等から連名で注意喚起が行われている。
- 地域金融機関がリースバック事業者と業務提携し、自行の顧客を紹介している例も承知しているところ、業務提携を進めるに当たっては、顧客ニーズに沿ったサービスを提供できる提携先事業者であるかどうかや、当該事業者やその業界におけるトラブルの発生状況などを適切に確認し、必要に応じて当該提携先の業務の運営状況を確認するなど、顧客がトラブルに巻き込まれることが無いよう、適切に対応いただきたい。

（参考）注意喚起資料（2025年12月25日公表「投資等に関する普及啓発と年末年始のご家族等への声かけについて」）

出典：消費者庁ウェブサイト (<https://www.caa.go.jp/notice/entry/044653/>)

9. 2025年10月24日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

- 2025年10月22日から24日の間に開催されたFATF全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランに拠点を置く金融機関の支店等の設置拒否
 - ・ イランにおける金融機関の支店等の設置禁止
- これを受け、2025年12月1日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和7年10月24日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。
- 同要請文では、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

10. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall 2025）の結果還元について

- 2025年10月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall 2025）」の評価結果について、2026年1月末日に参加金融機関に還元する予定である。その後、2026年2月中を問い合わせ期間としていることから、評価内容を御確認いただき、御不明点があれば、還元時に御案内する窓口に御連絡いただきたい。
- 評価結果が良くなかった各金融機関の経営陣においては、問題点をよく確認いただき、インシデント対応手順の見直しをはじめとして、優先順位をつけて改善を進めていただきたい。
- くわえて、改善の進捗を経営陣が確認し、遅延等があれば原因を特定し、問題を是正いただきたい。さらに、人員・予算不足が問題の背景にある場合は、その是正を計画的に進めていただきたい。

- また、今回の演習結果が良好であった金融機関においても、今回は特定のシナリオの下での演習に過ぎないため、最新の脅威動向を考慮して様々なシナリオを想定し、インシデント対応態勢の整備、検証を進めていただきたい。
- さらに、演習に非参加であった金融機関に対しては、今後、各協会を通じて、業態に共通して認められた課題や、良好事例を還元する予定である。非参加金融機関においても、金融庁からの還元内容を参考にして、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいただきたい。

11. 官民一体・業界横断的な金融犯罪対策に係る取組等について

- 特殊詐欺や投資・ロマンス詐欺など金融サービスを不正に利用した犯罪被害が引き続き高止まりする中、2025年11月には銀行を騙るボイスフィッシングが増加するなど、金融サービスに関わる不正の手口は枚挙に暇がない。金融機関の利用者、すなわち国民を詐欺被害から守り、闇社会にカネを流さないことで金融システムへの信頼を守るためには、新たな不正の手口に対し、官民が連携し、スピード感をもって対処していくことが重要であることから、各金融機関においては、2026年も当局や業界団体との連携を密にお願いしたい。
- 金融庁は、これまで警察庁との連名で、2024年8月と2025年9月の2回にわたり、業界団体等を通じて、預貯金口座の不正利用対策の強化に係る要請を行い、各金融機関においては、詐欺等の被害金の移転に使われている口座について、取引モニタリング等を通じて検知するなどの対策強化を進めていただいているものと承知している。
- 一方で、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺など、金融サービスを不正に利用した犯罪においては、犯罪収益の送金先として不正に売買・貸出された口座が悪用されているという特徴がある。
- 詐欺被害の根絶に向けては、口座の売買・譲渡等が犯罪であることに加え、口座の売却等に対して金融業界として厳格に対応する方針について、国民の認知を高め、口座売買の抑止につなげることが、預貯金口座の不正利用の抑止、ひいては国全体の安心・安全を守ることに繋がるため、官民一体となって戦略的かつ強力な広報を行うことが必要となる。
- このため、2025年12月より、全銀協を中心として、金融庁や警察庁、各業界団体が連携し、統一的なコンテンツとしてショート動画を作成し、デジタル媒体を中心に、当該コンテンツを用いた業界横断的な広報を展開している。

- 金融庁も、各チャネルを活用しながら当該コンテンツを発信していく予定であり、各業界団体、金融機関においても、ショート動画の活用などを通じて、一人でも多くの利用者の目に留まるように様々な場所・場面において当該メッセージを積極的に発信いただきたい。
- また、令和7年度補正予算において、「預貯金口座不正利用対策高度化推進事業費補助金」が措置された。本事業は、2025年4月22日に決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に「預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設について検討する」旨が定められており、政府としても、国民を詐欺等の被害から守るための環境整備に資する取組を支援するものであり、こうした事業等も活用しながら、官民一体となって一層の対策を講じてまいりたい。

12. 来年度のレビキャリ事業について

- レビキャリ事業について、2025年12月末に令和7年度補正予算が成立した。今後もレビキャリを盛り上げていくために十分な予算を確保することができたことから、引き続き、中堅企業・中小企業が抱える経営人材不足の課題解決を加速化する観点から、経済産業省とも連携しつつ実施していく。
- 中堅企業・中小企業の経営者を含む人材不足に対しては早急に対策を講じていく必要があると認識しており、今後はより地域の実情に応じ柔軟に利用いただけるよう制度を見直していく予定である。各金融機関においては、人材登録だけでなく仲介役としても、全国各地でのマッチング創出に引き続き御協力いただきたい。

(参考1) 令和7年度補正予算は、給付金のほか、事務費用としてデータベース運用・研修ワークショップ・広告・人件費等を要求

(参考2) 2025年12月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計5,952人、登録金融機関数：221機関、マッチング件数：316件

13. 企業価値担保権の制度施行に向けた取組について

- 企業価値担保権に関する信託契約書・特約書の書式等の具体例について、2026年1月9日に有識者による勉強会を実施した。
- 資料については、足元、最終調整を進めているところ、準備が整い次第、勉強会の資料として、金融庁ウェブサイト公表する予定である。

- なお、企業価値担保権付きローンは、諸外国の実務も参考に、新たな運用対象資産としても位置付けられている。資産運用立国の関連施策とも位置付けられ、ローンのセカンダリー市場の形成に当たっても有用と考えられるので、ぜひその観点からも御検討いただきたい。
- 企業価値担保権の実装に向けた有志の勉強会も、随時議論を進めており、参加者に活発に御議論いただいている。
- 勉強会での議論の成果は、各テーマの性質に応じて、何らかの成果物にまとめたい。各協会を通じ、各金融機関の御意見をしっかりと反映して、丁寧な取組を進めていきたいので、御協力をお願いしたい。
- 金融庁は、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押ししたい。具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとする方々においては、ぜひ金融庁までお知らせいただきたい。

14. Japan Fintech Week 2026 の開催について

- 金融庁では、日本のフィンテックの魅力を世界に発信し、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、各種団体が開催する多彩なフィンテック関連イベントと連携する「Japan Fintech Week」を開催している。
- 2025年3月に開催した「Japan Fintech Week 2025」では、合計80以上のイベントと連携し、国内外から延べ約2万人の参加者を迎えるなど充実したものとなった。
- 2026年は、2月24日～3月6日に、「Japan Fintech Week 2026」を開催する。期間中に官民様々な団体によるイベントが開催され、このうち今回で10回目を迎える「FIN/SUM」では、「AI×ブロックチェーンが創る新金融エコシステム」をテーマとし、AIやブロックチェーンに加えて、地域金融やサステナビリティなどを含む幅広いトピックのパネルディスカッション等を行う予定である。
- 各イベントの詳細はJapan Fintech Week 公式ウェブサイトですぐ御案内するので、御確認の上、積極的な参加をお願いしたい。

15. 「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」について

- 2025年11月21日、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が閣議決定された。
- 今回の総合経済対策では、①生活の安全保障・物価高への対応、②危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、③防衛力と外交力の強化、の三つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。
- 金融庁関連としては、
 - ・ 地域金融機関が地域経済の成長に一層貢献するための「地域金融力強化プラン」の策定・推進
 - ・ 金融経済教育・NISAの一層の充実やコーポレートガバナンス改革の実質化等を通じた「資産運用立国」の更なる推進
 - ・ 米国関税の影響を受ける事業者に対する金融機関による資金繰り等の支援の促進などの施策が盛り込まれている。
- 金融庁としては、こうした取組を通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。各金融機関においても、御理解・御協力をお願いしたい。

16. 地域金融力強化プランについて

- 金融庁では、2025年12月19日に「地域金融力強化プラン」を公表した。
- 本プランには、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」での議論も踏まえ、地域金融機関が、地域企業の価値向上や地域課題の解決に一層貢献していくための方策や、このための環境整備に関する施策を盛り込んでいる。
- 地域金融機関には、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることに留まらず、幅広い金融仲介機能の発揮を通じ、企業価値の向上に貢献していくことが期待されており、例えば、地域金融機関による地域企業への成長支援を後押しするため、実証実験等による具体的事例の創出や知見提供を通じ、地域金融機関と、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの

連携を促進していく。

- 一方で、地域金融機関が引き続き地域経済を支えていくためには、経営基盤の強化により十分なリスクテイク余力を確保することも重要であり、このため、金融機能強化法における資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充等も盛り込んでいる。
- 地域の事業者・経済の持続的な発展にあたっては、地域金融機関に限らず、地域内外の様々なプレイヤーとの連携が重要である。各金融機関においても、本プランを御参照いただきたい。

17. 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の講師派遣等に関する Q&A について

- 金融機関が J-FLEC の講師派遣等をより活用しやすくなるよう、J-FLEC はこれまでに寄せられた主な質問等をまとめ、金融機関向けの Q&A を策定した。
- 例えば、講師派遣の際の金融機関職員の同席や、講師派遣前後での商品・サービスの紹介については、派遣先と調整いただければ必ずしも妨げられるものではないと整理されている。
- J-FLEC の講師派遣等を御活用いただくことで、金融機関の負担軽減にもつながる。御不明な点があれば、Q&A に記載の J-FLEC の連絡先に直接お問い合わせいただき、是非御活用を検討いただきたい。
- また、J-FLEC では、2025 年 11 月にはオンラインで講義が受けられる動画の配信も開始したので、こちらも是非御活用いただきたい。

18. 2026 年の Japan Weeks について

- 2025 年の Japan Weeks2025 においては、全銀協を中心に「MUSUBU! JAPAN DAY -Connecting to Japan's Markets-」を盛大に開催いただいた。片山大臣の就任直後であったが、国内外の金融関係者に対し、大臣自らメッセージを発信する重要な機会となった。また、期間中には、計 87 件の金融関連イベントが開催され、のべ約 2 万 5 千人の参加があった。
- 2026 年も、2025 年に引き続き、10 月 26 日から 30 日をコアウィークとして Japan Weeks を開催する予定である。2026 年は、これまで以上に国内外の金融事業者や投資家からの関心を高めることができるよう、金融庁としても、広報やイベントの企画をより工夫していきたい。全銀協及び主要行においては、引き続き連携・協力をお願いしたい。

19. インパクトコンソーシアム主催勉強会 第2回（資金提供者向け）の開催について

- 金融庁及び経済産業省が事務局を務める「インパクトコンソーシアム」では、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していくため、投資家・金融機関・企業・NPO・地方公共団体等の幅広い関係者で議論を進めている。
- 本コンソーシアムの活動の一環として、2025年11月より、インパクトに係る取組に関心を持ち始めた層が更なる理解を深め、実践に繋げていくことを目的として、コンソーシアム会員以外も参加できるオンラインの勉強会「インパクト」の視点が広げる可能性～基礎から学べる、実践に向けた第一歩～を開催している。
- 2026年2月2日に開催予定の第2回勉強会では、地域金融機関や機関投資家等の資金提供者を主な対象として、インパクトファイナンスの意義や可能性、資金提供者が果たすべき役割や実践のポイントについて、取りあげる予定となっている。
- 詳細や参加申込方法はコンソーシアムのウェブサイトにて掲載しているところ、各金融機関においては、是非積極的に参加いただきたい。

(参考) インパクトコンソーシアム セミナー情報

<https://impact-consortium.fsa.go.jp/seminar>

20. 医療・介護保険における金融所得の勘案について

- 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いの実現に向けた実務的な検討を行うため、2025年11月26日に関係府省庁会議が開催された。
- 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に当たっては、社会保険関係法令で提出義務を整備した上で、税制における金融所得に係る法定調書を活用する方式を前提に検討が行われている。
- また、当会議においては、関係省庁が連携の上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書における個人番号の記載率と記載内容の正確性の向上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書について、事務負担等の実態の把握に努めつつ、オンライン提出の要請

を行うこととされた。

- 今後、法定調書の提出方法やマイナンバーの記載率等の実態調査等を進めていくことになるが、それに当たっては、各金融機関と密に連携したいので、御協力をお願いしたい。

21. 令和8年度税制改正要望の結果について

- 2025年末に公表された税制改正大綱においては、
 - ・ NISAのつみたて投資枠の対象年齢撤廃（こどもNISAの創設）や対象商品の拡充、税法上の所在地確認義務の廃止・代替
 - ・ 金融商品取引法等の改正を前提に、一定の暗号資産取引から生じる所得を分離課税とすること等を措置することが示された。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界関係者から様々な御支援をいただいた。
- 今後、上記施策を実施する上での実務的な論点を含め、様々な事項につき検討・議論していくこととなるため、引き続きの御協力をお願いしたい。

22. 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）について

- 2027年3月、横浜で「国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」が開催される。1都3県で初の万博であり、花や緑、食と農の魅力に加え、脱炭素など地球環境課題の解決に資する日本の技術を世界に発信することになる。
- 本博覧会は、累次の閣議決定や閣議了解に基づき、政府が博覧会国際事務局（BIE）に認定申請し、その認定を得て、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会と連携して開催準備を進めているものである。
- 同協会より金融庁に博覧会の開催に向けた協力要請があり、2026年1月23日に全銀協へ周知した。本協力について、傘下金融機関への周知をお願いしたい。

23. バーゼル銀行監督委員会による「健全なサードパーティリスク管理のための諸原則」について

- 2025年12月、バーゼル銀行監督委員会が「健全なサードパーティリスク

管理のための諸原則」を最終化し、公表した。2024年に実施された市中協議では、我が国銀行業界からも有益な御意見を頂戴した。

- 「サードパーティ」は、外部委託先に加え、調達先やサービス連携先などを含む幅広い概念である。本諸原則は、デジタル化に伴い銀行がサードパーティへの依存度を深めている現状を踏まえ、2005年に策定された業態横断的な文書を銀行業態についてアップデートするものとして策定された。
- 本諸原則では、サードパーティリスク管理に関する取締役会等の責任や、台帳管理等のリスク管理枠組みの実施、サードパーティとの取決め締結前のデュー・デリジェンス、契約、途上管理、業務継続管理、サードパーティとの取決め終了という「出口」に至るまでの一連の「ライフサイクル」について、サードパーティのリスクや重要性等に応じたリスクベース・アプローチのもとで期待される対応が記載されている。
- ここ数年、ソフトウェアの変更管理に起因する問題で我が国を含めて金融業界が大きな影響を受けた事例があるほか、国内でもサードパーティへのサイバー攻撃を通じた深刻な個人情報漏えい事案等が発生したり、大手行が他国オフショア拠点へ業務委託を拡大するなど、サードパーティリスク管理はより一層重要性を増している。
- 金融庁は、従前から、法令・監督指針等に基づき、委託先管理やサイバーセキュリティを含むサードパーティリスク管理について適切な対応を求めている。改めて、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」（2024年10月）や、今回新たに策定された本諸原則を、さらなるリスク管理の高度化に活用いただくことを期待する。金融庁としても、本諸原則も踏まえた先行きのサードパーティリスク管理に関する監督・モニタリングの在り方について、金融機関との対話も踏まえ、適切に検討していく方針である。

24. バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「機械可読性の高い開示（第3の柱）」の公表について

- バーゼル銀行監督委員会は2025年12月、「機械可読性の高い開示（第3の柱）」と題する市中協議文書を公表した。
- 現在、自己資本比率等の銀行の健全性に係るデータはPDF形式で開示されていることが多いが、本市中協議では、利用者による迅速かつ柔軟な分析を

可能にするため、標準化された機械可読性の高い形式（XBRL-CSV 等）及びインターフェイス（API）によって開示することが提案されている。

- 本市中協議の意見提出期限は 2026 年 3 月 5 日であり、開示実務の観点からぜひ御検討いただきたい。また、より一般的に、規制・監督上求められるデータのあるべき姿や生成 AI の活用が進む社会における銀行経営といった大局的観点からの見解があれば、期限にかかわらず承りたい。

（以 上）